

証券コード 3808

2024年9月12日

(電子提供措置の開始日 2024年9月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神泉町10番15号

株式会社オウケイウェイヴ

代表取締役社長 杉 浦 元

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://okwave.co.jp/ir/>

また、上記のほか、下記の名古屋証券取引所（名証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

【事前議決権行使のお手続き】

議決権の行使につきましては、事前に書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

所定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、詳細につきましては4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時30分
（開場 午前10時00分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ガラス棟6階 G602会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項 1. 第25期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第25期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報
告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 定款一部変更の件
- 第 2 号 議 案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年9月26日（木曜日）午後6時まで

### インターネットで議決権を行使される場合

---

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年9月26日（木曜日）午後6時まで

### 株主総会にご出席される場合

---

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

**日時** 2024年9月27日（金曜日）午前10時30分  
（開場 午前10時00分）

**場所** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ガラス棟6階 G602会議室  
（末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）

# インターネットによる議決権行使のご案内

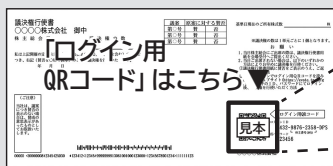
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

2024年9月26日（木曜日）午後6時まで

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

### 1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

### 2. 画面の案内に従って 賛否をご入力する

**議案賛否方法の選択**

第〇回定時総会  
開催日 〇〇年〇月〇日  
株主番号 10000001  
行使できる議決権の数 10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイト アクセスする

お問合せ先  
三菱UFJ信託銀行  
証券代行部  
(株主総会に関する  
お手続きサイトに係  
るお問合せ)  
Tel.0120-173-027

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。 **次の画面へ**

なお、本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、保守作業のためアクセスを休止させていたことがあります。あらかじめご了承ください。

**「次の画面へ」をクリック**

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

## 2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側)に記載された「ログインID」 及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード (半角) **ログイン**

または仮パスワード

(パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在入力されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください) **パスワード変更**

**「ログイン」をクリック**


以降は画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 【議決権行使サイトの操作方法に 関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

# 事業報告

( 2023年7月1日から  
2024年6月30日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、クラウドサンクスカード「GRATICA」は料金プランの改定による収益力強化及びカスタマーサクセス強化により解約率を改善することに注力してまいりました。従業員の退職に伴う組織体制の変更もあり、下半期からは伸び悩みがあったものの、通期では継続収益の積み上げにより前年同期を大きく上回る着地となりました。

一方、Q&Aコミュニティ「OKWAVE」と連携した「OKWAVE Plus」は、特にコンシューマー向けメーカーのカスタマーサポート部署において長期にわたりご活用いただいております。当連結会計年度ではカスタマーサポート目的でのご利用では解約は発生しておらず、カスタマーサポート領域におけるコミュニティを活用したサポートツールとしての実績を積んでおります。パートナー企業の開拓を含む営業体制の強化を行ったことにより、商談件数が増加してきており、引き続き潜在顧客層への効果的なアプローチにより、新規顧客獲得に注力してまいります。

広告サービスは、当連結会計年度では高単価の新規広告商材の導入などPV単価の改善施策の効果が大きく出た期間があったものの、検索エンジンのアルゴリズムアップデートの影響もあり、PV数が前連結会計年度と比較して減少したことにより、広告売上としては前年同期を下回る着地となりました。検索エンジンへの対応のみならず、アドネットワーク広告の最適化及び新たな収益機会の創出により、広告サービスの収益改善に取り組んでまいります。

以上の結果、第2四半期に実施した連結子会社OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD. (以下「OBC」)の全株式譲渡など連結子会社の再編に伴い、海外子会社における売上高は減少したものの、当連結会計年度の売上高は152,780千円(前年同期比6,222千円増)となりました。

営業損益におきましては、連結子会社であるOBCの清算に向けて、当連結会計年度の期首より同社の従業員が他社へ転籍したことや、当社従業員の退職により人件費が減少したこと、前連結会計年度には、旧オフィスの地代家賃が1か月分重複して発生していたことに加え、前連結会計年度は第1四半期までは連結子会社

であるOK FUND L.P.の運営費などによる支払報酬・手数料が発生していたこと等により、総コスト（売上原価と販管費の合計）は前年同期比418,242千円減少しました。

しかしながら、依然として当社は経営再建の途上にあり、コスト削減の徹底、及び売上高の増加に向けて取り組んでおり、当連結会計年度においても営業損失285,528千円（前年同期は709,993千円の営業損失）を計上しております。

経常損益におきましては、株主からの申立て等に関する臨時的弁護士費用やファイナンス関連の費用、及び連結子会社の譲渡関連費用の発生等により経常損失369,585千円（前年同期は799,355千円の経常損失）となりました。

連結子会社であるOBCの株式譲渡により、関係会社株式売却益が27,510千円発生したこと、Raging Bull合同会社に対する投資資金の回収不能の件について当社元監査役との和解金17,500千円の受取りがあったこと、第三者委員会の保険金収入48,662千円があったことにより、親会社株主に帰属する当期純損失280,229千円（前年同期は1,066,368千円の親会社株主に帰属する当期純損失）を計上しております。

連結子会社の再編を行ったこともあり、各段階利益は前年同期と比べて改善しているものの、引き続き営業損失の改善及び営業利益の創出に努めてまいります。

|                 | 当連結会計年度<br>(千円) | 前連結会計年度比                            |
|-----------------|-----------------|-------------------------------------|
| 売上高             | 152,780         | 6,222千円の増加                          |
| 営業損失            | 285,528         | 前連結会計年度は709,993千円の営業損失              |
| 経常損失            | 369,585         | 前連結会計年度は799,355千円の経常損失              |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 280,229         | 前連結会計年度は1,066,368千円の親会社株主に帰属する当期純損失 |

## (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

2023年5月12日に発行した第21回新株予約権の行使により757,371千円調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年11月30日にOK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.の全株式をLIKEARISINGSUN SDN. BHD.へ譲渡いたしました。これにより、OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.は、当社グループの子会社から除外されております。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                | 第 22 期<br>(2021年6月期) | 第 23 期<br>(2022年6月期) | 第 24 期<br>(2023年6月期) | 第 25 期<br>(当連結会計年度<br>(2024年6月期)) |
|------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                        | 2,196                | 832                  | 146                  | 152                               |
| 経 常 損 失 (△) (百万円)                  | △834                 | △1,634               | △799                 | △369                              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は純損失 (△) (百万円) | 3,947                | △5,120               | △1,066               | △280                              |
| 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)            | 362.01               | △403.51              | △79.25               | △7.31                             |
| 総 資 産 (百万円)                        | 9,541                | 2,859                | 1,744                | 1,430                             |
| 純 資 産 (百万円)                        | 5,603                | 859                  | △98                  | 185                               |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 477.57               | 42.63                | △3.83                | 3.96                              |

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第22期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 第 22 期<br>(2021年6月期) | 第 23 期<br>(2022年6月期) | 第 24 期<br>(2023年6月期) | 第 25 期<br>(当事業年度)<br>(2024年6月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 2,153                | 99                   | 124                  | 143                             |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)    | 1,166                | △886                 | △631                 | △364                            |
| 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)    | 4,808                | △5,129               | △1,045               | △306                            |
| 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円) | 440.97               | △404.20              | △77.72               | △8.00                           |
| 総 資 産 (百万円)             | 9,374                | 2,193                | 1,727                | 1,419                           |
| 純 資 産 (百万円)             | 5,627                | 566                  | △75                  | 184                             |
| 1株当たり純資産額 (円)           | 479.61               | 42.24                | △2.94                | 3.93                            |

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第22期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|-------------------------|-------------|----------|------------|
| OKWAVE USA, Corporation | 2,100千米ドル   | 100.0%   | プラットフォーム事業 |
| OKfinc LTD.             | 860千米ドル     | 100.0%   | プラットフォーム事業 |
| OK FUND L.P.            | 1,080,999千円 | 99.9%    | プラットフォーム事業 |

- (注)1. 議決権比率欄の ( ) 内の数字は、間接的な議決権比率を内数として表示しております。  
 2. 前連結会計年度末において連結子会社であったOK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD. は、当連結会計年度に全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

## (10) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

- ① コーポレートガバナンスの強化

当社は、2022年4月にRaging Bull合同会社との取引において発生した債権の取立不能または取立遅延のおそれが生じたため、当該取引の実態を調査するための調査

委員会を設置し実態調査を実施しました。2022年6月10日に受領した調査委員会の調査報告書において、ガバナンスの不備が報告されています。

また、名古屋証券取引所より内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、2022年10月15日付で当社株式は特設注意市場銘柄（現 特別注意銘柄）に指定されております。当社は、調査報告の結果と特設注意市場銘柄の指定を重く受け止め、2023年2月14日付「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、再発防止策を策定し、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制の整備等、再発防止策の実施に真摯に取り組みました。

2024年4月15日に内部管理体制確認書を名古屋証券取引所に再提出したところ、相応の内部管理体制が構築されていることが認められ、2024年5月31日付で、特設注意市場銘柄の指定を解除されることができました。

当社は、一連の不祥事により、株主、投資家及び取引先などステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを忘れず、今後も内部管理体制を常に見直し、以下の改善策を引き続き着実に実施・運用することによるガバナンスの強化を図り、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

#### （ア）法令遵守の意識

外部からの専門家を招き、コンプライアンス教育を実施いたします。それぞれの職務や立場に合わせた研修の仕組みを確立させて、定期的な施策により社員全員（役員も含む）の法令遵守の意識を保持します。また、取締役会においては、個々の事業に着手する際には、特別利害関係取締役に該当するか否か（法令・定款に反する事項はないか）を確認することを徹底します。

#### （イ）特定の人物に対する先入観に流されないための対策

特定の人物の知人・紹介というだけで、その人物又は会社を信頼することなく、個別取引の度に客観的事実、証拠及び役員個人の自己責任に基づいて判断してまいります。

#### （ウ）取締役相互間の監督の強化

取締役相互間で容易に連絡ができるような体制を整え、反対意見に対する手当も検討しながら議論を進め、積極的に他の取締役の意見を求めるなど、ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

#### （エ）取締役会の調査について

取締役会で指摘・助言等があった場合、経営リスクをより軽減するための調査を実施します。特に取引金額が大きくなる場合は、複数の視点からのアプローチによる調査を実施いたします。

#### （オ）ガバナンス体制の根本的な改善・再構築

ガバナンス体制の実効性を高めるために、社外取締役、社外監査役及び外部専門家で構成されたコーポレートガバナンス委員会を開催いたします。コーポレートガ

バランス委員会では全てのステークホルダーの立場を踏まえて、経営の透明性、公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ることを目的とし、その施策について議論してまいります。

#### (カ) 内部統制部門の強化

内部牽制システムを実質的に機能させるために、現状の従業員数に合わせた組織とし、機動性を高めることを目的として組織の改定を整備しておりますが、今後、業容拡大等を見据えながら、必要に応じて適宜、外注を含め増員を検討してまいります。

#### (キ) 開示体制の見直し

上場会社として適時開示を適正に行うために、適時開示を担当する部門に関する人的体制を拡充し、複数の役職員の関与のもと、適時開示に関連する規程にしたがって適時開示の時期及び内容をチェックできる体制を構築してまいります。

### ② 営業損益及び営業キャッシュ・フロー向上

当社グループは、前連結会計年度において営業損失709,993千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失285,528千円を計上しており、営業損失の状態が継続しており、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善が急務の課題となっております。そのため、顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを優先的に配分すること、及び管理コストを圧縮し合理的な組織への改革を行うことにより、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上に取り組んでまいります。なお、当社は、2021年6月期から当連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負であるため、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときには、名古屋証券取引所ネクスト市場の上場維持基準である業績項目に該当し、上場廃止になる可能性があります。このように、当社は引き続き経営再建下ではありますが、上場廃止の回避及び今後の成長に向けて、営業利益と営業キャッシュ・フローの創出に努めてまいります。

### ③ 資金繰りの改善及び財務体質の強化

当社グループは、前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失1,066,368千円を計上し、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失280,229千円を計上しております。縮小傾向にはあるものの営業損失が継続して発生しており、資金繰りの改善及び財務体質の強化が急務となっております。そのため財務基盤の回復に努めるべく、引き続き営業損益の改善及び様々な資金調達方法を検討してまいります。

#### ④ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）を、またOK FUND L.P.を通じて買収した株式会社アップライツ等の連結子会社化に関連して、のれんの減損損失437,621千円、海外への長期預け金に対する貸倒引当金繰入額363,074千円等を計上しており、親会社株主に帰属する当期純損失は5,120,709千円となりました。

2023年6月期においても株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となりました。

その結果、2023年6月期末における純資産は△98,562千円の債務超過となりました。

このような状況の中、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行いました。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行いました。その結果、当連結会計年度末における純資産は185,891千円となり、債務超過は解消しております。しかしながら、当連結会計年度では営業損失285,528千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社グループは、下記のとおり収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

##### ・既存事業の収益構造の改善

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、事業運営体制を見直し、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図っております。

また、売上原価・販売費及び一般管理費について、前連結会計年度より大幅なコスト削減を実施しております。

##### ・M&Aの実施による収益構造の改善

今後、M&Aにより収益力のある企業・事業をグループ化することにより、当社グループの事業展開を加速させるとともに、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図ってまいります。

##### ・財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金の安定的な確保と維持に向け、子会社の解散・清算を進めるなどグループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。なお、取引

金融機関等に対しても、引き続き協力をいただくための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

しかしながら、当連結会計年度において285,528千円の営業損失の状況であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

#### (11) 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

| 事業内容       | 主要製品・サービス                                          |
|------------|----------------------------------------------------|
| プラットフォーム事業 | OKWAVE (Q&Aコミュニティ)、OKWAVE Plus、GRATICA、DAVIA、開発受託等 |

#### (12) 主要な営業所（2024年6月30日現在）

| 名称                      | 所在地            |
|-------------------------|----------------|
| 当社                      | 本社：東京都渋谷区      |
| OKWAVE USA, Corporation | 本社：米国カリフォルニア州  |
| OKfinc LTD.             | 本社：マレーシア国ラブアン島 |
| OK FUND L.P.            | 本社：ケイマン諸島      |

### (13) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 15(2)名  | 16名減 (増減なし) |

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 15(2)名  | 13名減 (増減なし) | 39.5歳   | 9年4ヶ月       |

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (14) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年7月31日開催の取締役会において、株式会社オープンサイトの株式取得(子会社化)を決議いたしました。当該株式取得に伴い、2025年6月期より、株式会社オープンサイトは当社の連結子会社となります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 53,689,812株
- ② 発行済株式の総数 40,729,104株  
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,609,278株増加しております。2023年9月13日を払込日とする現物出資（借入金の株式化 191,664千円）により、発行済株式総数が4,356,000株増加しております。
- ③ 株主数 7,445名  
 (注) 前事業年度末比 136名増
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 プ イ ・ シ ー ・ エ ヌ         | 3,496,100株 | 8.58%   |
| 公 益 財 団 法 人 こ ど も の 未 来 創 造 基 金 | 2,984,000  | 7.32    |
| 大 島 豊 子                         | 945,200    | 2.32    |
| 福 田 道 夫                         | 911,200    | 2.23    |
| 渡 邊 秀 和                         | 800,300    | 1.96    |
| 杉 浦 元                           | 760,000    | 1.86    |
| 佐 藤 悠 大                         | 708,600    | 1.73    |
| ア ー ク ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社   | 686,800    | 1.68    |
| 野 崎 正 徳                         | 657,200    | 1.61    |
| 星 山 崇 行                         | 614,900    | 1.50    |

(注) 持株比率は自己株式86株を控除して算出しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 第23回新株予約権                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2023年7月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の数(個)                             | 1,825                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 保有対象者の区分及び人数(名)                        | 当社取締役 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)              | 当社普通株式 182,500<br>(注) 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 55<br>(注) 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 2023年9月4日 至 2026年6月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 55<br>資本組入額 27.5                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使の条件                            | 本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①に掲げる条件を満たしていることに加え、②から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 本新株予約権1個未満を行使することはできない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、取得事由が発生していないことを要するものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式に



より調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2023年7月19日）での名古屋証券取引所における当社株価の終値である55円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、本項において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 第22回新株予約権                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                    | 2023年7月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の数(個) ※                             | 22,050 [13,725]                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 付与対象者の区分及び人数(名) ※                        | 当社従業員 22 [15]                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※              | 当社普通株式 2,205,000 [1,372,500] (注) 1                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※                      | 50 (注) 2                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間 ※                             | 自 2025年8月1日 至 2028年7月31日                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 50<br>資本組入額 25                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使の条件 ※                            | 本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①から④に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                            | ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。<br>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。<br>③ 本新株予約権1個未満を行使することはできない。<br>④ 本新株予約権の行使は、取得事由が発生していないことを要するものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の<br/>交付に関する事項 ※</p> | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の<br/>交付に関する事項 ※</p> | <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、調整して決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> |

※発行決議日（2023年7月20日）における内容を記載しています。発行時から当事業年度末現在（2024年6月30日）にかけて変更された事項については、当事業年度末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日における名古屋証券取引所の当社株価の終値とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、本項において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

| 第23回新株予約権                               |                                                                           |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2023年7月20日                                                                |
| 新株予約権の数(個)※                             | 1,825                                                                     |
| 付与対象者の区分及び人数(名)※                        | 当社従業員 1                                                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 当社普通株式 182,500<br>(注) 1                                                   |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 55<br>(注) 2                                                               |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2023年9月4日 至 2026年6月30日                                                  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 55<br>資本組入額 27.5                                                     |
| 新株予約権の行使の条件※                            | 本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①に掲げる条件を満たしていることに加え、②から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。 |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新株予約権の行使の条件※</p>              | <p>①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の末日に至るまでの間に、名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の単純平均値（円未満は切り捨て）が一度でも行使価額（但し、定められた事項に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）に300%を乗じた額を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>⑤ 本新株予約権1個未満を行使することはできない。</p> <p>⑥ 本新株予約権の行使は、取得事由が発生していないことを要するものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| <p>新株予約権の譲渡に関する事項※</p>           | <p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※</p> | <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数<br/>新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類<br/>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数<br/>組織再編行為の条件を勘案のうえ、調整して決定する。</p>                                                  |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※</p> | <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の<br/>価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額<br/>を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従っ<br/>て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社<br/>の株式の数に乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間<br/>行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、い<br/>ずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合にお<br/>ける増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決<br/>定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限<br/>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社<br/>の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件<br/>残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決<br/>定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件<br/>残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決<br/>定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に<br/>準じて決定する。</p> |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※発行決議日（2023年7月20日）における内容を記載しています。発行時から当事業年度末現在（2024年6月30日）においてこれらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数に乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2023年7月19日）での名古屋証券取引所における当社株価の終値である55円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の

発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、本項において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                 |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 杉浦元  | 株式会社エリオス 代表取締役                                                               |
| 取締役      | 山本峰義 | 森岡・山本・韓法律事務所 パートナー弁護士                                                        |
| 取締役      | 関常芳  | 関常芳公認会計士事務所 所長<br>株式会社K&Sコンサルティング 代表取締役社長<br>株式会社ファンケル 社外監査役<br>監査法人天悠 パートナー |
| 取締役      | 工藤純平 | フリックケア株式会社 代表取締役社長                                                           |
| 取締役      | 中村真広 | 株式会社KOU 代表取締役<br>一般社団法人Whole Earth Life 代表理事<br>バ・アンド・コー株式会社 代表取締役会長         |
| 常勤監査役    | 加藤孝子 | －                                                                            |
| 監査役      | 山田徹  | 青木・関根・田中法律事務所 弁護士                                                            |
| 監査役      | 長尾拓真 | A'alda Japan株式会社 取締役<br>株式会社ワンヘルスコーポレーション 代表取締役<br>株式会社オレンジ 取締役              |

- (注) 1. 取締役山本峰義氏、関常芳氏、工藤純平氏及び中村真広氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役加藤孝子氏、山田徹氏及び長尾拓真氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役山本峰義氏、関常芳氏、工藤純平氏及び中村真広氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。  
 4. 監査役加藤孝子氏、山田徹氏及び長尾拓真氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。  
 5. 監査役加藤孝子氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役山田徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 監査役長尾拓真氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役

| 退任時の会社における地位 | 氏名   | 退任年月日      | 事由   | 退任時の担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|------|------------|------|------------------|
| 社外取締役        | 倉持温乃 | 2023年9月28日 | 任期満了 | テキスト株式会社 代表取締役   |
| 社外取締役        | 宮本隆行 | 2023年9月28日 | 任期満了 | ジャスト株式会社 代表取締役   |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 報酬等の総額       | 固定報酬         | ストック・オプション  |
|------------------|-----------|--------------|--------------|-------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(6) | 18百万円<br>(8) | 16百万円<br>(8) | 2百万円<br>(-) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 11<br>(11)   | 11<br>(11)   | —           |
| 合 計              | 10        | 29           | 27           | 2           |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年9月22日開催の第19回定時株主総会において、取締役9名に対し年額300百万円以内（うち社外取締役3名は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として、取締役7名に対し年額50百万円以内（うち社外取締役は25百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年9月20日開催の第3回定時株主総会において、監査役1名に対し年額30百万円以内と決議いただいているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として、監査役3名に対し年額10百万円以内と決議いただいております。
4. スtock・オプションは新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法や決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### ①基本方針

取締役の報酬等については、現時点では当社事業がまだ成熟しきっていないこと、業績と株価が連動していないなど、業績や株価が連動性をもって成果に表れる段階ではないことから、原則として職責や役位に応じた固定報酬とストック・オプションのみとする。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、原則として固定報酬のみとする。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る基本方針については、取締役会にて、株主総会決議の範囲内において決定する。

##### ②個人別の報酬等の内容及び額の決定に関する方針

当社取締役の固定報酬は月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された金額の範囲内で、役職区分や成果等に応じて決定する。

##### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

決定機関は取締役会決議に基づき代表取締役社長杉浦元が委任をうけるものとし、代表取締役が決定する。その権限の内容は具体的な各取締役の報酬の額を決定する。この権限を委任した理由は当社の業績及び財政状況を勘案し各取締役の担当部門の実績等を踏まえた評価、検討を行うには代表取締役が適任であると判断したためであり、取締役会は当該権限が適切に行使されるよう必要に応じて原案を審議できるものとする。

##### ④非金銭報酬等に関する決定に関する方針

取締役に対して、中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、以下の決定方針に従い、「株式報酬」としてストック・オプション（新株予約権）を付与する。各取締役にストック・オプションを付与する時期及びその個数は、株主総会において基本報酬及び役員賞与と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績を総合的に考慮のうえ取締役会において決定する。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

(ア) 社外取締役の他の法人等の重要な兼職先との関係

取締役山本峰義氏の兼職先である森岡・山本・韓法律事務所と当社には特別の利害関係はありません。

取締役関常芳氏の兼職先である関常芳公認会計士事務所、株式会社K&Sコンサルティング、株式会社ファンケル及び監査法人天悠と当社には特別の利害関係はありません。

取締役工藤純平氏の兼職先であるフリックケア株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

取締役中村真広氏の兼職先である株式会社KOU、一般社団法人Whole Earth Life及びバ・アンド・コー株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

(イ) 社外監査役の他の法人等の重要な兼職先との関係

監査役山田徹氏の兼職先である青木・関根・田中法律事務所と当社には特別の利害関係はありません。

監査役長尾拓真氏の兼職先であるA'alda Japan株式会社、株式会社ワンヘルスコーポレーション及び株式会社オレンジと当社には特別の利害関係はありません。

(ウ) 当事業年度中の主な活動状況

| 氏名    | 地位  | 主な活動状況並びに<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                            |
|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山本 峰義 | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会には24回のうち24回全てに出席し、長年にわたる弁護士職歴、会社設立、株主総会運営その他会社運営一般を扱う企業法や労働問題などに携わってきた豊富な経験と幅広い見識・専門性から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。        |
| 関 常芳  | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会には取締役就任後に開催された14回のうち14回全てに出席し、長年にわたる公認会計士としての監査業務経験や、財務会計分野、内部統制及びコーポレートガバナンス分野への豊富な経験に基づく知見から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。 |
| 工藤 純平 | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会には24回のうち22回に出席し、情報通信、インターネットサービス関連企業の取締役を長らく務めている経験によるIT統制や内部統制強化の観点から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。                         |
| 中村 真広 | 取締役 | 当事業年度開催の取締役会には取締役就任後に開催された14回のうち14回全てに出席し、事業開発分野及び組織開発分野における深い知見から議案審議等に必要な提言を適宜行っております。                                          |
| 加藤 孝子 | 監査役 | 当事業年度開催の取締役会には24回のうち24回全てに出席し、また監査役会13回のうち13回全てに出席し、長年にわたる経理業務の経験と財務及び会計に関する知見から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。                           |
| 山田 徹  | 監査役 | 当事業年度開催の取締役会には24回のうち24回全てに出席し、また監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての法律実務と知的財産権に関する専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。                      |
| 長尾 拓真 | 監査役 | 当事業年度開催の取締役会には24回のうち24回全てに出席し、また監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士としての財務面における専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。                           |

(エ) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役については100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 氏名 公認会計士 柴田 洋・公認会計士 大瀧 秀樹

(2) 報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人により必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人、公認会計士柴田洋・大瀧秀樹は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項の概要は次のとおりであります。

- (1) 当社及び重要な子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社及び重要な子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (ア) 当社及び重要な子会社の業務執行にあたっては当社及び重要な子会社の取締役会及び各会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
    - (イ) 各種会議・システム等を活用して、適切な情報共有体制を確保することによって、コンプライアンスに係る情報が取得しやすい環境を整えます。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - (ア) 取締役会議事録、各種契約書等、職務執行に係る重要情報について、文書管理規程に保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、適切に保存・管理します。保存されている書類は、いつでも取締役及び監査役が、閲覧できるような体制にしています。
    - (イ) 情報資産の機密性・完全性・可用性を確保し、各種情報の不正使用及び漏洩の防止に努め、効果的な情報セキュリティ施策を実行します。
  - ③ 当社及び重要な子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社及び重要な子会社の重要な情報について、関係者に対し適時に情報が届くようにシステムと体制を整えます。
  - ④ 重要な子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - (ア) 経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の関係会社管理を担当する部門への報告を行い、取締役会の承認を受けるとします。業績については、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ適宜報告を行うものとします。
    - (イ) 当社は子会社と協議のうえ業務執行について決裁ルールの整備を行います。

- ⑤重要な子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 子会社の自主性と独立性を尊重したうえで、経営の健全化と業務の効率性の向上を図るため、関係会社管理規程を制定しています。
  - (イ) 子会社の業務の効率的な遂行を図るため、目標に対する進捗状況を、当社取締役会及びその他基幹会議において随時確認しています。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置いたします。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が定期的に取り締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助いたします。
- ⑧当社及び重要な子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア) 取締役は、主な業務執行について取締役会その他会議等を通じて適宜監査役に報告するほか、当社に著しい影響を及ぼす恐れのある重要事項については、即時報告する体制とします。
  - (イ) 監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役会、執行役員会議等への出席、取締役や内部監査部門等からの業務執行状況聴取を実施し、また会計監査人と定例会合を開き、報告を受け意見交換を実施します。
  - (ウ) 内部通報は、外部通報窓口の仕組みを利用し、当社のコンプライアンス担当、監査役に直接連絡ができるものとしております。内部通報制度の利用に関しては、コンプライアンス研修を実施し周知します。



⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 就業規程に内部通報制度に関する細則を定め、通報者等に対して相談又は通報したことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしています。

(イ) 通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規程に従って処分することができるものとします。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務上必要が生じた場合には、当社に予算額を提示したうえで、法律・会計の専門家を活用できるものとし、その費用は当社が負担するものとします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針としております。また、当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。

(イ) 警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定をするとともに、取締役の業務執行の監督を行っています。社内役員執行役員等が出席する会議を毎週定期的に開催し、経営課題の把握と対応方針、解決策について検討を行っています。

②監査役会の活動について

監査役会は、当社取締役会、会計監査人との間で意見交換会を実施しております。また、監査役全員がコーポレートガバナンス委員会・取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っています。

③内部監査室の活動について

代表取締役直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報交換を定期的に行い、連携を図っています。

④研修・教育の実施について

健全な職務執行を行う環境を整備するため、当社の経営管理部門が中心となり、役職員に対し、コンプライアンスや情報セキュリティ、内部通報制度に関する研修及び教育を定期的に行っています。

⑤反社会的勢力の排除について

反社会的勢力との取引排除のため、新規取引先との取引を開始する際は、反社会的勢力対応規程の指針に従い調査を行っています。

# 連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部     |            | 負債の部         |            |
|----------|------------|--------------|------------|
| 科目       | 金額         | 科目           | 金額         |
| 流動資産     | 368,377    | 流動負債         | 1,244,489  |
| 現金及び預金   | 273,052    | 買掛金          | 730        |
| 売掛金      | 14,501     | 未払金及び未払費用    | 216,730    |
| 前払費用     | 37,325     | 未払法人税等       | 950        |
| 未収入金     | 6,105      | 仮受金          | 1,017,058  |
| 未消費税等    | 12,269     | その他          | 9,021      |
| 未収還付法人税等 | 8,624      |              |            |
| その他      | 16,497     |              |            |
| 固定資産     | 1,062,003  | 負債合計         | 1,244,489  |
| 有形固定資産   | 0          | 純資産の部        |            |
| 器具及び備品   | 0          | 株主資本         | 190,394    |
| 無形固定資産   | 0          | 資本金          | 10,000     |
| その他      | 0          | 資本剰余金        | 1,854,070  |
| 投資その他の資産 | 1,062,003  | 利益剰余金        | △1,673,591 |
| 投資有価証券   | 43,809     | 自己株式         | △85        |
| 差入保証金    | 93         | その他の包括利益累計額  | △29,123    |
| 長期貸付金    | 60,000     | その他有価証券評価差額金 | 862        |
| 破産更生債権等  | 4,933,032  | 為替換算調整勘定     | △29,986    |
| 長期未収入金   | 122,767    | 新株予約権        | 24,620     |
| 貸倒引当金    | △4,097,698 | 純資産合計        | 185,891    |
| 資産合計     | 1,430,380  | 負債・純資産合計     | 1,430,380  |

# 連結損益計算書

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 152,780 |
| 売上原価            | 151,172 |
| 売上総利益           | 1,608   |
| 販売費及び一般管理費      | 287,136 |
| 営業損失            | 285,528 |
| 営業外収益           |         |
| 受取利息            | 3       |
| 為替差益            | 799     |
| 雑収入             | 5,873   |
| 営業外費用           |         |
| 支払利息            | 6,027   |
| 支払手数料           | 3,846   |
| 支払報酬            | 80,285  |
| 雑損失             | 573     |
| 経常損失            | 90,733  |
| 特別利益            | 369,585 |
| 関係会社株式売却益       | 27,510  |
| 和解金収入           | 17,500  |
| 受取保険金           | 48,662  |
| 特別損失            |         |
| 固定資産除却損         | 0       |
| リース解約損          | 3,246   |
| 税金等調整前当期純損失     | 279,157 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,071   |
| 当期純損失           | 280,229 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | -       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 280,229 |

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

|                           | 株主資本       |            |            |      |          |
|---------------------------|------------|------------|------------|------|----------|
|                           | 資本金        | 資本剰余金      | 利益剰余金      | 自己株式 | 株主資本合計   |
| 2023年7月1日残高               | 2,137,671  | 1,583,185  | △3,791,918 | △85  | △71,146  |
| 連結会計年度中の変動額               |            |            |            |      |          |
| 新株の発行                     | 95,832     | 95,832     |            |      | 191,664  |
| 新株の発行（新株予約権の行使）           | 175,053    | 175,053    |            |      | 350,106  |
| 減資                        | △2,398,556 | 2,398,556  |            |      | －        |
| 欠損填補                      |            | △2,398,556 | 2,398,556  |      | －        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |            |            | △280,229   |      | △280,229 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |            |            |            |      |          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △2,127,671 | 270,885    | 2,118,327  | －    | 261,540  |
| 2024年6月30日残高              | 10,000     | 1,854,070  | △1,673,591 | △85  | 190,394  |

(単位：千円)

|                           | その他の包括利益累計額          |              |                       | 新株予約権  | 純資産合計    |
|---------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|--------|----------|
|                           | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |        |          |
| 2023年7月1日残高               | －                    | △27,416      | △27,416               | －      | △98,562  |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |              |                       |        |          |
| 新株の発行                     |                      |              |                       |        | 191,664  |
| 新株の発行（新株予約権の行使）           |                      |              |                       |        | 350,106  |
| 減資                        |                      |              |                       |        | －        |
| 欠損填補                      |                      |              |                       |        | －        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |                      |              |                       |        | △280,229 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 862                  | △2,570       | △1,707                | 24,620 | 22,912   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 862                  | △2,570       | △1,707                | 24,620 | 284,453  |
| 2024年6月30日残高              | 862                  | △29,986      | △29,123               | 24,620 | 185,891  |

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）を、またOK FUND L.P.を通じて買収した株式会社アップライツ等の連結子会社化に関連して、のれんの減損損失437,621千円、海外への長期預け金に対する貸倒引当金繰入額363,074千円等を計上しており、親会社株主に帰属する当期純損失は5,120,709千円となりました。

2023年6月期においても株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となりました。

その結果、2023年6月期末における純資産は△98,562千円の債務超過となりました。

このような状況の中、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行いました。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行いました。その結果、当連結会計年度末における純資産は185,891千円となり、債務超過は解消しております。しかしながら、当連結会計年度では営業損失285,528千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社グループは、下記のとおり収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

#### ①既存事業の収益構造の改善

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、事業運営体制を見直し、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図っております。

また、売上原価・販売費及び一般管理費について、前連結会計年度より大幅なコスト削減を実施しております。

#### ②M&Aの実施による収益構造の改善

今後、M&Aにより収益力のある企業・事業をグループ化することにより、当社グループの事業展開を加速させるとともに、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図ってまいります。

#### ③財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金の安定的な確保と維持に向け、子会社の解散・清算を進めるなどグループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。なお、取引金融機関等に対しても、引き続き協力をいただくための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

しかしながら、当連結会計年度において285,528千円の営業損失の状況であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 OKWAVE USA, Corporation  
OKfinc LTD.  
OK FUND L.P.

#### ・連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったOK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.の株式の全てを譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

#### ② 非連結子会社の名称

株式会社アップライツ、株式会社アップドリーム、株式会社OMTY

(連結の範囲から除いた理由)

当社は、2021年12月より、OK FUND L.P.(以下、「OK FUND」といいます。)を通じて株式会社アップライツの株式を51.9%保有しており、2022年6月期までは、当社がアップライツグループの意思決定機関を支配し、アップライツグループを連結子会社として連結対象に含め、グループの一員として経営を実施してきておりました。

一方、2022年8月29日に株式会社アップライツより、当社が同月28日に開催した臨時株主総会において、当社の子会社であるOK FUNDが保有するアップライツ株式の全部について、自己株式取得を行うことを決議し、同日実行した旨の通知を受理いたしました。これに対し、当社は同月30日付で反対意見を表明しております。

監査・保証実務委員会実務指針第88号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」(平成24年3月22日最終改正)のQ1によれば、連結財務諸表における子会社等の範囲の決定については、「(前略)他の会社等の意思決定機関を支配しているかどうかについては、(中略)支配力基準に関する包括的かつ一般的な規定に照らして子会社となる要件を形式的に満たしていても、実質的に支配していないことが明らかである場合には、子会社に該当しない(後略)」とされています。

また、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成25年9月13日最終改正)の14項(2)において、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業は、連結の範囲に含めないこととされています。

この点、2023年6月期第1四半期において、アップライツグループを実質的に支配できていないことが明らかであり、形式的基準のみで子会社として連結してしまうことは、当社の現状や現経営体制の下での経営実態を適切に反映できないこととなり、投資家の判断を著しく誤らせる可能性が高いことから、当該期間の当社連結業績にアップライツグループの業績を含めないことが、当社グループの経営実態を適正に報告することに資すると判断し、アップライツグループを2023年6月期第1四半期以降、当社の連結範囲に含めないことといたしました。

株式会社OKGAIA

(連結の範囲から除いた理由)

小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称  
持分法適用関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社のうち主要な会社等の名称  
株式会社アップライツ、株式会社アップドリーム、株式会社OMTY  
(持分法を適用しない理由)

当社がアップライツグループの意思決定機関を支配していないことが明らかであり、持分法を適用することにより、投資家の判断を著しく誤らせる可能性が高いことから、持分法の適用範囲から除外しております。

株式会社OKGAIA

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

OKWAVE USA, Corporationの決算日は3月31日のため、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までに発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

OKfinc LTD.及びOK FUND L.P.の決算日は12月31日のため、6月30日現在の仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

器具及び備品 2～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき、サービス提供目的のソフトウェアは1年、それ以外は5年以内としております。



③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 法人サービス

法人サービスでは主にOKWAVE Plus、GRATICAのサービスを提供しております。当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しており、そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ロ. 広告

広告については、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載しております。主に成果報酬型広告であり、インプレッション、ビュー、クリックなど、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により1年以内に取り対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

### 3. 表示方法の変更

#### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記していた「流動資産」の「仮払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 非上場株式の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類上に計上した金額

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 投資有価証券のうち、非上場株式 | 43,809千円 |
|-----------------|----------|

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損する方針としております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

#### (2) 貸倒引当金

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類上に計上した金額

###### 貸倒引当金

|          |             |
|----------|-------------|
| 投資その他の資産 | 4,097,698千円 |
|----------|-------------|

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当社グループは、債権管理を定めた社内規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに主な取引先の信用状況を必要に応じ把握しております。相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合、翌連結会計年度以降の貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

### 5. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,281千円

#### (2) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金

当社は2022年6月期に調査委員会から受領した調査報告書の結果を受けて、資金の運用を委任していたRaging Bull合同会社から投資運用益として受け取った金額を、仮受金として計上しております。但し、2022年6月期第3四半期連結会計期間に発生したと通知を受けたが期日までの入金が無かった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しております。

なお、当社が2023年3月20日付で「債務者Raging Bull合同会社についての破産手続を開始するとの決定を求める」申立てを東京地裁に行ったことにより、当該取引先は同年5月10日に破産手続き開始決定を受け、2024年4月22日に第2回債権者集会が開催されております。

(3) 未払金及び未払費用

未払金及び未払費用のうち、179,461千円は連結子会社であるOK FUNDの業務執行組合員であるEMZ ASIA Holdings Co., Limitedに対する運営費などによる支払報酬・手数料にかかる未払金であります。なお、当社は2022年9月13日開催の取締役会において、OK FUNDの清算を決議していることから、前第1四半期連結会計期間までの運営費等にかかる未払金を計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項  
普通株式（自己株式を含む） 40,729,104株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及び借入金により賄っており、余剰資金は主に安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用することとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。株式は、主に業務上の関係を有する企業のものであり、定期的に発行体企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に建物の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等については、相手先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び未払費用、預り金は、1年以内の支払期日であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)を参照ください）。

(単位：千円)

| 項目                       | 連結貸借対照表計上額              | 時価        | 差額 |
|--------------------------|-------------------------|-----------|----|
| (1) 差入保証金                | 93                      | 93        | —  |
| (2) 長期未収入金<br>貸倒引当金（※2）  | 122,767<br>△121,581     |           |    |
|                          | 1,186                   | 1,186     | —  |
| (3) 長期貸付金<br>貸倒引当金（※2）   | 60,000<br>△60,000       |           |    |
|                          | —                       | —         | —  |
| (4) 破産更生債権等<br>貸倒引当金（※2） | 4,933,032<br>△3,916,117 |           |    |
|                          | 1,016,914               | 1,016,914 | —  |
| 資産計                      | 1,018,194               | 1,018,194 | —  |

(※1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び未払費用、預り金、仮受金については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 43,809     |

上記については、市場価格のない株式等であるため、上表に含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 |
|-------|------|---------|-----|
| 差入保証金 | 93   | —       | —   |
| 合計    | 93   | —       | —   |

長期未収入金122,767千円、長期貸付金60,000千円及び破産更生債権等4,933,032千円については、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |      |           |           |
|---------|------|------|-----------|-----------|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3      | 合計        |
| 差入保証金   | —    | 93   | —         | 93        |
| 破産更生債権等 | —    | —    | 1,016,914 | 1,016,914 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積もりをした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸倒引当金控除後の破産更生債権等の帳簿価額は、債務整理による債権額の確定のタイミングで仮受金1,016,914千円と相殺される予定であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | プラットフォーム<br>事業 |
|---------------|----------------|
| 法人サービス        | 122,913        |
| 広告            | 20,263         |
| DAVIA         | 9,476          |
| 開発関連          | 127            |
| 顧客との契約から生じる収益 | 152,780        |
| その他の収益        | —              |
| 外部顧客への売上高     | 152,780        |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 7円31銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年7月31日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社オープンサイトの全株式を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、全株式を取得しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の概要

被取得企業の名称：株式会社オープンサイト

事業の内容：マッチングサービス「Sincerely yours」の提供

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社は、「世界中のありがたの物語を蓄積し可視化する」をパーパスとし、法人・個人向けコミュニティサービスを展開しております。

株式会社オープンサイトは、文通を通して出会う中高年同士（30代以上）をターゲットとしたマッチングサービス「Sincerely yours」を運営しています。同サービスは人柄を重視したパートナー探しを支援することを目的とし、「ベンパル」というおてがみの交換を通じてお互いをよく知る仕組みを提供するなど、社会性を意識した事業を展開しており、拡大基調にあるオンラインマッ

チングサービス市場において、他のサービスにはない価値提供を行っております。

一方、当社は、お互いに助け合いサポートし合う（互助）プラットフォームであるQ&A形式のコミュニティサイト「OKWAVE」の運営を行っており、その中で恋愛相談は最も人気なカテゴリであります。また、ミドル～シニア層にも多く利用されており、「ありがとう」が生まれるつながりを作ることを重視していること、といった特徴があります。このように、当社と同社のサービスは親和性が高く、両社の事業の収益性向上の核となる新規会員数の獲得を実現すること、さらに、両社の強みを生かした新たな事業領域の創出及びノウハウの共有による業務の効率化を図ることを目的とし、同社の子会社化を決議いたしました。

具体的には、「OKWAVE」の恋愛相談・人生相談カテゴリを中心とした相互集客や、当社のサンクスカードサービスの活用、趣味領域のコミュニティの実装等により、新規会員獲得と会員間のマッチングの促進を実施してまいります。これにより、我が国における少子高齢化といった社会課題だけでなく、社会の中での孤独・孤立といった社会課題の解決と、収益向上の両立を目指します。

- ③ 企業結合日  
2024年7月31日
- ④ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
変更はありません。
- ⑥ 取得する議決権比率  
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った根拠  
当社が現金を対価として全株式を取得したためであります。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |         |
|-------|----|---------|
| 取得の対価 | 現金 | 95.8百万円 |
| 取得原価  |    | 95.8百万円 |

- (3)主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザーに対する報酬・手数料等 4.7百万円
- (4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。
- (5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

# 貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部     |            | 負債の部         |            |
|----------|------------|--------------|------------|
| 科目       | 金額         | 科目           | 金額         |
| 流動資産     | 358,680    | 流動負債         | 1,234,534  |
| 現金及び預金   | 265,083    | 買掛金          | 730        |
| 売掛金      | 14,501     | 未払金及び未払費用    | 25,347     |
| 前払費用     | 37,200     | 未払法人税等       | 950        |
| 未収入金     | 6,105      | 仮受金          | 1,017,058  |
| 未収消費税等   | 12,269     | 関係会社事業損失引当金  | 181,781    |
| 未収還付法人税等 | 8,624      | その他          | 8,666      |
| その他      | 14,895     |              |            |
| 固定資産     | 1,060,724  | 負債合計         | 1,234,534  |
| 有形固定資産   | 0          | 純資産の部        |            |
| 器具及び備品   | 0          | 株主資本         | 159,386    |
| 無形固定資産   | 0          | 資本金          | 10,000     |
| その他      | 0          | 資本剰余金        | 1,800,734  |
| 投資その他の資産 | 1,060,723  | 資本準備金        | 1,418,774  |
| 投資有価証券   | 43,208     | その他資本剰余金     | 381,959    |
| 関係会社株式   | 601        | 利益剰余金        | △1,651,262 |
| 長期貸付金    | 60,000     | 利益準備金        | 2,268      |
| 破産更生債権等  | 4,933,032  | その他利益剰余金     | △1,653,530 |
| 長期未収入金   | 56,781     | 繰越利益剰余金      | △1,653,530 |
| 貸倒引当金    | △4,032,899 | 自己株式         | △85        |
|          |            | 評価・換算差額等     | 862        |
|          |            | その他有価証券評価差額金 | 862        |
|          |            | 新株予約権        | 24,620     |
|          |            | 純資産合計        | 184,869    |
| 資産合計     | 1,419,404  | 負債・純資産合計     | 1,419,404  |



# 損 益 計 算 書

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |
|-----------------------------|---------|
| 売 上 高                       | 143,176 |
| 売 上 原 価                     | 146,231 |
| 売 上 総 損 失                   | 3,055   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 274,245 |
| 営 業 損 失                     | 277,300 |
| 営 業 外 収 益                   |         |
| 受 取 利 息                     | 3       |
| 為 替 差 益                     | 316     |
| 雑 収 入                       | 4,687   |
| 営 業 外 費 用                   |         |
| 支 払 利 息                     | 6,027   |
| 支 払 手 数 料                   | 3,846   |
| 支 払 報 酬                     | 80,285  |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 1,725   |
| 経 常 損 失                     | 91,885  |
| 特 別 利 益                     |         |
| 受 取 保 険 金                   | 48,662  |
| 和 解 金 収 入                   | 17,500  |
| 特 別 損 失                     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 0       |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 1,016   |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 3,486   |
| リ ー ス 解 約 損                 | 3,246   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             | 7,749   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 305,764 |
| 当 期 純 損 失                   | 950     |
|                             | 306,715 |

## 株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株主資本       |           |            |            |       |                     |            |
|-------------------------------------|------------|-----------|------------|------------|-------|---------------------|------------|
|                                     | 資本金        | 資本剰余金     |            |            | 利益剰余金 |                     |            |
|                                     |            | 資本準備金     | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計    | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 2023年7月1日<br>残高                     | 2,137,671  | 1,147,889 | 381,959    | 1,529,849  | 2,268 | △3,745,371          | △3,743,103 |
| 事業年度中の変<br>動額                       |            |           |            |            |       |                     |            |
| 新株の発行                               | 95,832     | 95,832    |            | 95,832     |       |                     |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権<br>の行使)             | 175,053    | 175,053   |            | 175,053    |       |                     |            |
| 減資                                  | △2,398,556 |           | 2,398,556  | 2,398,556  |       |                     |            |
| 欠損填補                                |            |           | △2,398,556 | △2,398,556 |       | 2,398,556           | 2,398,556  |
| 当期純損失<br>(△)                        |            |           |            |            |       | △306,715            | △306,715   |
| 株主資本以外<br>の項目の事業<br>年度中の変動<br>額(純額) |            |           |            |            |       |                     |            |
| 事業年度中の変<br>動額合計                     | △2,127,671 | 270,885   | －          | 270,885    | －     | 2,091,841           | 2,091,841  |
| 2024年6月30日<br>残高                    | 10,000     | 1,418,774 | 381,959    | 1,800,734  | 2,268 | △1,653,530          | △1,651,262 |

(単位：千円)

|                                     | 株主資本     |            | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権  | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------------|----------|------------|----------------------|----------------|--------|-----------|
|                                     | 自己<br>株式 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 2023年7月1日<br>残高                     | △85      | △75,668    | －                    | －              | －      | △75,668   |
| 事業年度中の変<br>動額                       |          |            |                      |                |        |           |
| 新株の発行                               |          | 191,664    |                      |                |        | 191,664   |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)             |          | 350,106    |                      |                |        | 350,106   |
| 減資                                  |          | －          |                      |                |        | －         |
| 欠損填補                                |          | －          |                      |                |        | －         |
| 当期純損失<br>(△)                        |          | △306,715   |                      |                |        | △306,715  |
| 株主資本以外<br>の項目の事業<br>年度中の変動<br>額(純額) |          |            | 862                  | 862            | 24,620 | 25,483    |

|                  |     |         |     |     |        |         |
|------------------|-----|---------|-----|-----|--------|---------|
| 事業年度中の<br>変動額合計  | —   | 235,054 | 862 | 862 | 24,620 | 260,538 |
| 2024年6月30日<br>残高 | △85 | 159,386 | 862 | 862 | 24,620 | 184,869 |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）により当期純損失5,129,440千円を計上しました。

2023年6月期においても関係会社事業損失引当金繰入額178,295千円、株式会社アップライツに係る関係会社株式評価損187,599千円を計上したことにより、当期純損失は1,045,860千円となりました。

その結果、2023年6月期末における純資産は△75,668千円の債務超過となりました。

このような状況の中、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行いました。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行いました。その結果、当事業年度末における純資産は184,869千円となり、債務超過は解消しております。しかしながら、当事業年度では営業損失277,300千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社は、下記のとおり収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

#### ① 既存事業の収益構造の改善

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、事業運営体制を見直し、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図っております。

また、売上原価・販売費及び一般管理費について、前事業年度より大幅なコスト削減を実施しております。

#### ② M&Aの実施による収益構造の改善

今後、M&Aにより収益力のある企業・事業をグループ化することにより、当社の事業展開を加速させるとともに、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図ってまいります。

#### ③ 財務基盤の安定化

当社は、運転資金の安定的な確保と維持に向け、子会社の解散・清算を進めるなどグループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。なお、取引金融機関等に対しても、引き続き協力をいただくための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

しかしながら、当事業年度において277,300千円の営業損失の状況であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                   |                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式           | 移動平均法による原価法を採用しております。                                           |
| ② その他有価証券         |                                                                 |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |

- ・市場価格のない株式等
- (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

移動平均法による原価法を採用しております。

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～9年

器具及び備品 3～10年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき、サービス提供目的のソフトウェアは1年、それ以外は5年以内としております。

- (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

- (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 法人サービス

法人サービスでは主にOKWAVE Plus、GRATICAのサービスを提供しております。当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しており、そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

- ② 広告

広告については、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載しております。主に成果報酬型広告であり、インプレッション、ビュー、クリックなど、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により1年以内に取り対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産及び負債の

本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ② 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 非上場株式の評価

|                      |          |
|----------------------|----------|
| ① 当事業年度の計算書類上に計上した金額 |          |
| 投資有価証券のうち、非上場株式      | 43,208千円 |
| 関係会社株式               | 601千円    |
| 関係会社株式評価損            | 1,016千円  |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損する方針としております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

#### (2) 貸倒引当金

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 当事業年度の計算書類上に計上した金額 |             |
| 貸倒引当金                |             |
| 投資その他の資産             | 4,032,899千円 |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当社は、債権管理を定められた社内規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに主な取引先の信用状況を必要に応じ把握しております。相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合、翌事業年度以降の貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

#### (3) 関係会社事業損失引当金

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 当事業年度の計算書類上に計上した金額 |           |
| 関係会社事業損失引当金          | 181,781千円 |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社事業損失引当金については、関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

当社は、関係会社の経営状態、債務超過の状況、今後の事業計画等を考慮して判断しております。市場環境の変化等により、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の関係会社事業損失引当金に影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 658千円   |
| 長期金銭債権 | 2,911千円 |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

|  |         |
|--|---------|
|  | 1,281千円 |
|--|---------|

#### (3) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金

当社は2022年6月期に調査委員会から受領した調査報告書の結果を受けて、資金の運用を委任していたRaging Bull合同会社から投資運用益として受け取った金額を、仮受金として計上しております。但し、2022年6月期第3四半期会計期間に発生したと通知を受けたが期日までの入金が無かった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しております。

なお、当社が2023年3月20日付で「債務者Raging Bull合同会社についての破産手続を開始するとの決定を求める」申立てを東京地裁に行ったことにより、当該取引先は同年5月10日に破産手続開始決定を受け、2024年4月22日に第2回債権者集会が開催されております。

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1)関係会社株式評価損

当社の連結子会社であるOKWAVE USA, Corporationについて、関係会社株式評価損を計上しております。

### (2)関係会社事業損失引当金繰入額

当社の連結子会社であるOKWAVE USA, Corporationの事業に係る損失について、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式

86株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 貸倒引当金                 | 765,152千円    |
| 関係会社事業損失引当金           | 60,006千円     |
| 税務上売上認識額              | 49,515千円     |
| 減価償却超過額               | 3,814千円      |
| 減損損失                  | 3,135千円      |
| 投資有価証券評価損             | 72,001千円     |
| 関係会社株式評価損             | 456,436千円    |
| 税務上の繰越欠損金             | 1,736,707千円  |
| その他                   | △2,846千円     |
| 繰延税金資産小計              | 3,143,921千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △1,736,707千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,407,214千円 |
| 評価性引当額合計              | △3,143,921千円 |
| 繰延税金資産合計              | —千円          |
| 繰延税金負債合計              | —千円          |
| 繰延税金資産の純額             | —千円          |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 法人

| 種類  | 氏名           | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目                  | 期末残高(千円) |
|-----|--------------|----------------|-----------|-------|----------|---------------------|----------|
| 子会社 | OK FUND L.P. | 所有直接<br>99.91% | 組成及び出資の引受 | —     | —        | 関係会社<br>事業損失<br>引当金 | 178,295  |

### (2) 個人

| 種類 | 氏名   | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係         | 取引の内容          | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------|----------------|-------------------|----------------|----------|----|----------|
| 役員 | 杉浦 元 | 所有直接<br>1.86%  | 当社<br>代表取締役<br>社長 | 資金の返済<br>(注) 1 | 10,000   | —  | —        |

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等  
資金の借入については、借入利率は設定しておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表」2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 8円00銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表」10. 重要な後発事象に関する注記(取得による企業結合)の記載内容と同一のため省略しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

株式会社オウケイウェイヴ

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区

公認会計士 柴田 洋

大瀧公認会計士事務所

東京都北区

公認会計士 大瀧 秀樹

### 監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オウケイウェイヴの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）を、またOK FUND L.P.を通じて買収した株式会社アップライツ等の連結子会社化に関連して、のれんの減損損失437,621千円、海外への長期預け金に対する貸倒引当金繰入額363,074千円等を計上しており、親会社株主に帰属する当期純損失は5,120,709千円となった。2023年6月期においても株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となった。

その結果、2023年6月期末における純資産は△98,562千円の債務超過となった。

このような状況の中、会社グループは、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行った。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行った。その結果、当連結会計年度末における純資産は185,891千円となり、債務超過は解消した。しかしながら、当連結会計年度では営業損失285,528千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような当該事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価計算書類の監査を計画し実施する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

株式会社オウケイウェイヴ  
取締役会 御中

### 柴田公認会計士事務所

大阪市中央区

公認会計士 柴田 洋

### 大瀧公認会計士事務所

東京都北区

東京都北区  
公認会計士 大瀧 秀樹

#### 監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オウケイウェイヴの2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年6月期において、Raging Bull合同会社への投資運用取引による損失（貸倒引当金繰入額3,429,917千円、特別調査費用引当金繰入額99,337千円等）により当期純損失5,129,440千円を計上した。

2023年6月期においても関係会社事業損失引当金繰入額178,295千円、株式会社アップライツに係る関係会社株式評価損187,599千円を計上したことにより、当期純損失は1,045,860千円となった。

その結果、2023年6月期末における純資産は△75,668千円の債務超過となった。

このような状況の中、2023年5月12日開催の臨時株主総会で株主割当による新株予約権の発行（払込期間 2023年6月1日から2023年9月1日）を決議し、当新株予約権の権利行使により総額757,371千円の新株発行を行った。また、2023年9月13日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664千円の新株発行を行った。その結果、当事業年度末における純資産は184,869千円となり、債務超過は解消している。しかしながら、当事業年度では営業損失277,300千円を計上しており、2020年6月期以降継続して営業損失を計上している。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような当該事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の方法で監査を実施いたしました。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の社員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 監査役会及び取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び社員等と必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である柴田公認会計士及び大瀧公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である柴田公認会計士及び大瀧公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月28日

株式会社オウケイウェイヴ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加藤孝子 印

社外監査役 山田徹 印

社外監査役 長尾拓真 印

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社（および子会社）の経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における事業目的について、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

(2) 業務の効率化や部門間コミュニケーションの活性化、また経費削減を図ることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。

(3) 当社の将来の機動的な資本政策を遂行可能とするために、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第5条（発行可能株式総数）を53,689,812株から63,000,000株に増加させるものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条<br/>1～14 (条文省略)<br/>[新設]<br/>[新設]<br/><u>15</u> (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>53,689,812株</u>とする。</p> | <p>(目的)<br/>第2条<br/>1～14 (現行どおり)<br/><u>15 労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び<br/>その他人材関連サービスの運営業務</u><br/><u>16 経営に関するコンサルティング業務</u><br/>17 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>63,000,000株</u>とする。</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役杉浦元氏、山本峰義氏、関常芳氏、工藤純平氏及び中村真広氏の5名が任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                    | すぎうら はじめ<br>杉浦元<br>(1970年7月22日生)                  | 1996年4月 大和企業投資株式会社 入社<br>1997年7月 株式会社ソラシドエア設立 取締役<br>1999年6月 株式会社ブイ・シー・エヌ 取締役パートナー<br>2000年2月 株式会社オウケイウエイヴ 取締役<br>2008年5月 株式会社コンコードエグゼクティブグループ 取締役<br>2016年7月 株式会社エリオス設立 代表取締役(現任)<br>2022年8月 当社代表取締役社長(現任) | 760,000 株  |
| <p>&lt;選任理由&gt;<br/>杉浦元氏は、当社の創業メンバーの一人であるとともに、2022年8月25日の臨時株主総会で代表取締役社長に就任後は、過去と決別し当社の事業を再び成長へ導くべく活動してまいりました。その結果、事業成長への足掛かりを作り、資金調達や資本業務提携を実現してきた貢献は大きく、当社のさらなる企業価値の向上に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>              |                                                   |                                                                                                                                                                                                             |            |
| 2                                                                                                                                                                                                                    | やまもと たかよし<br>山本峰義<br>(1974年10月30日生)<br>【社外取締役候補者】 | 2001年10月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>2006年10月 森岡・山本・韓法律事務所 パートナー弁護士(現任)<br>2022年8月 当社社外取締役(現任)                                                                                                                         | 一株         |
| <p>&lt;選任理由及び期待される役割&gt;<br/>山本峰義氏は、長年にわたる弁護士職歴を通じ、企業法務全般や労働問題などに携わり、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しております。当社のリスクマネジメントにおいて、法務面における的確な助言を行っており、また、コーポレートガバナンスにも知見が深く、これからも適切な監督及び経営の健全性確保することが期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                   |                                                                                                                                                                                                             |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                 | せき つねよし<br>関常芳<br>(1958年1月3日生)<br>【社外取締役候補者】 | 1983年9月 青山監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)入所<br>1991年3月 公認会計士 登録<br>1995年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所<br>1996年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー<br>1997年6月 株式会社サンセキ 常務取締役<br>2003年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー<br>2014年7月 関常芳公認会計士事務所 所長(現任)<br>2014年8月 株式会社K&Sコンサルティング 代表取締役社長(現任)<br>2016年6月 株式会社ファンケル 社外監査役(現任)<br>2021年3月 監査法人天悠 パートナー(現任)<br>2023年9月 当社社外取締役(現任) | 一株         |
| <p>&lt;選任理由及び期待される役割&gt;<br/>関常芳氏は、公認会計士の資格を有し、長年にわたり監査業務に携わってきたことから財務会計分野における深い知見を持ち、また内部統制およびコーポレートガバナンス分野においても、上場企業の監査役を務める中で培われた豊富な経験に基づく有用な助言を行っております。今後も当社のガバナンス体制強化への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

|                                                                                                                                                                                |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 4                                                                                                                                                                              | くどう じゅんぺい<br>工藤純平<br>(1971年8月4日生)<br>【社外取締役候補者】 | 1993年4月 株式会社ピー・アンド・エー 入社<br>1996年2月 グラフィーシステムズ合資会社設立<br>1998年2月 株式会社NCネットワーク設立 取締役CTO<br>2006年9月 株式会社MCJ 執行役員<br>2007年6月 株式会社アドテック 取締役<br>2008年1月 zoome株式会社 代表取締役社長<br>2015年2月 フリックケア株式会社設立 代表取締役社長(現任)<br>2022年8月 当社社外取締役(現任) | 一株 |
| <p>&lt;選任理由及び期待される役割&gt;<br/>工藤純平氏は、情報通信、インターネットサービス関連企業の取締役を長らく務めている実績があり、経験に裏付けられた有用な助言を営業面、事業開発面で行っております。今後も当社のIT統制におけるガバナンス強化においても大きな貢献を果たすものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                |    |

|                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 5                                                                                                                                                                                                                                     | <p style="text-align: center;">なかむら まきひろ<br/>中村真広<br/>(1984年11月10日生)<br/>【社外取締役候補者】</p> | <p>2009年4月 株式会社コスモスイニシア 入社<br/>2009年11月 株式会社ア・ブリオリ 入社<br/>2011年8月 株式会社ツクルバ 設立 代表取締役<br/>2018年2月 株式会社KOU 設立 取締役<br/>2019年12月 株式会社KOU 代表取締役(現任)<br/>2021年8月 株式会社ツクルバ 取締役<br/>2021年8月 一般社団法人Whole Earth Life 代表理事(現任)<br/>2023年9月 当社社外取締役(現任)<br/>2023年11月 バ・アンド・コー株式会社 設立 代表取締役会長(現任)</p> | 一株 |
| <p>&lt;選任理由及び期待される役割&gt;<br/>中村真広氏は、創業者の一人として事業をゼロから立ち上げ成長させ、株式上場に向けた実績を有しております。事業開発分野における経験が豊富であることに加え、組織のあるべき姿を描き、組織を活性化させる等、組織開発分野においても深い知見を持つことから、議案審議に際し有用な助言を行っております。今後も当社の営業活動全般における貢献を期待できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 山本峰義氏、関常芳氏、工藤純平氏及び中村真広氏は社外取締役候補者であります。  
3. 山本峰義氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年1ヶ月となります。  
4. 関常芳氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。  
5. 工藤純平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年1ヶ月となります。  
6. 中村真広氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。  
7. 上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、2024年6月30日現在のものであります。  
8. 当社は、山本峰義氏、関常芳氏、工藤純平氏及び中村真広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。本総会において各氏の選任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
9. 山本峰義氏、関常芳氏、工藤純平氏及び中村真広氏は株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
10. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各社外取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

<ご参考>スキルマトリクス

議案が承認されたのちの取締役及び監査役のスキルマトリクスは次のとおりであります。

| 氏名    | 役職      | 専門性・経験   |                        |          |          |                          |                 |                        |
|-------|---------|----------|------------------------|----------|----------|--------------------------|-----------------|------------------------|
|       |         | 経営<br>全般 | 営業・<br>マーケ<br>ティン<br>グ | 事業<br>開発 | 財務<br>会計 | 法務・<br>リスク<br>マネジ<br>メント | 人事・<br>組織<br>開発 | ガバナ<br>ンス・<br>内部<br>統制 |
| 杉浦 元  | 代表取締役社長 | ○        |                        | ○        | ○        |                          | ○               |                        |
| 山本 峰義 | 社外取締役   |          |                        |          |          | ○                        |                 | ○                      |
| 関 常芳  | 社外取締役   |          |                        |          | ○        |                          |                 | ○                      |
| 工藤 純平 | 社外取締役   |          | ○                      | ○        |          |                          |                 |                        |
| 中村 真広 | 社外取締役   | ○        |                        | ○        |          |                          | ○               |                        |
| 加藤 孝子 | 常勤社外監査役 |          |                        |          | ○        |                          |                 | ○                      |
| 山田 徹  | 社外監査役   |          |                        |          |          | ○                        |                 | ○                      |
| 長尾 拓真 | 社外監査役   | ○        |                        |          | ○        |                          |                 | ○                      |

以 上

# 株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ガラス棟6階G602会議室  
電話 (03) 5221-9000



## [交通のご案内]

- JR線 有楽町駅より徒歩1分  
東京駅より徒歩5分 (京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡)
- 地下鉄 有楽町線: 有楽町駅 (B1F地下コンコースにて連絡)  
千代田線: 二重橋前駅より徒歩5分/日比谷駅より徒歩7分  
丸の内線: 銀座駅より徒歩5分  
銀座線: 銀座駅より徒歩7分/京橋駅より徒歩7分  
三田線: 日比谷駅より徒歩5分

本総会においてはお土産の配布はいたしません。  
何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。